

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 規則 技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する 二五
- 公告 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定の件の一部を改正する件 二六
- 公告 公共用水域が該当する水域類型を指定し当該水域類型に係る基準値の達成期間を定める件の一部を改正する件 二六
- 公告 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 二六
- 公告 家畜防疫員の検査を受けることを命ずる件 二六
- 公告 土地改良事業計画を変更することを認可した件 二六
- 公告 県営土地改良事業計画を定めた件 二九
- 公告 土地改良法により換地処分をした件 二九
- 公告 林業種苗法により生産事業者の登録をした件 二九
- 公告 林業種苗法により生産事業者の登録が失効した件 二九
- 公告 道路の区域を変更する件 四件 三〇
- 公告 争議行為を行う旨通知があった件 三三
- 公告 落札者を決定した件 三三
- 公告 福島県警察本部 一般競争入札を行う件 三三
- 公告 福島県選挙管理委員会 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件 三五
- 正誤 令和三年一月十五日付け定例第百六十六号中 三五

## 規 則

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月九日

福島県知事 内堀 雅 雄

### 福島県規則第四号

#### 技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（昭和四十八年福島県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>1 及び 2 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に係る感染症防疫等作業手当の特例)</p> <p>3 技能労務職員が、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であつて知事が定めるものに従事したときは、感染症防疫等作業手当を支給することとし、この場合における第九条第三項の適用については、同項第一号中「千六百八十円(専ら作業又は業務に従事した場合にあつては、一月につき七千五百円)」とあるのは、「四千円」とする。</p>	<p>1 及び 2 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に係る感染症防疫等作業手当の特例)</p> <p>3 技能労務職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和二年政令第十一号)第一条に規定する新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であつて知事が定めるものに従事したときは、感染症防疫等作業手当を支給することとし、この場合における第九条第三項の適用については、同項第一号中「千六百八十円(専ら作業又は業務に従事した場合にあつては、一月につき七千五百円)」とあるのは、「四千円」とする。</p>

この規則は、公布の日から施行する。

(人事課)

福島県告示第百五十三号

水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定の件(平成十三年福島県告示第百六号)の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月九日

福島県知事 内堀雅雄

表中「平成三十二年度」を「令和七年度」に、「五・〇ミリグラム」を「五ミリグラム」に、「〇・九五ミリグラム」を「〇・八ミリグラム」に、「〇・〇五二ミリグラム」

を「〇・〇五ミリグラム」に、

湖沼Ⅱ
段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

を

全 燐<sup>りん</sup>  
一リットルにつき  
〇・〇一四ミリグラム

湖沼Ⅱ
五年を超える期間で可及的速やかに達成

に改める。

(水・大気環境課)

福島県告示第百五十四号

公共用水域が該当する水域類型を指定し当該水域類型に係る基準値の達成期間を定める件(昭和四十九年福島県告示第百八十五号)の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月九日

福島県知事 内堀雅雄

別表水域の欄中「原町市地先海域」を「南相馬市原町区地先海域」に、「原町市」を「旧原町市」に、「相馬郡小高町」を「旧相馬郡小高町」に、「鹿島町」を「旧相馬郡鹿島町」に改める。

(水・大気環境課)

福島県告示第百五十五号

公共用水域が該当する水域類型を指定し当該水域類型に係る基準値の達成期間を定める件(昭和五十年福島県告示第百六十五号)の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月九日

福島県知事 内堀雅雄

本文中「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(昭和四十六年政令第百五十九号)本則第一項」を「環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第二項」に改める。

別表水域の欄中「原町市地先海域」を「南相馬市原町区地先海域」に、「相馬郡小高町」を「旧相馬郡小高町」に改める。

(水・大気環境課)

福島県告示第百五十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年三月九日から同年四月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び須賀川市経済環境部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年三月九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
リオン・ドール須賀川南店 福島県須賀川市緑町一二一ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第百五十七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

令和三年三月九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的  
牛のブルセラ症及び結核の発生の予防
- 二 実施する区域  
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
所轄の福島県家畜保健衛生所長が必要と認める牛
- 四 実施の期日  
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法  
家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に定める方法

(畜産課)

**福島県告示第二百五十八号**

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

令和三年三月九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的  
牛のヨーネ病の発生の予防
- 二 実施する区域
  - 1 福島市（飯坂町、飯野町の区域に限る。）、二本松市（小浜、上太田、上長折、下長折、西勝田、長折、成田、西新殿、初森の区域に限る。）、国見町、郡山市（西田町の区域に限る。）、須賀川市、田村市（船引町のうち、船引、北鹿又、長外路、上移、北移、南移、中山、横道、新館、石沢、門鹿、今泉の区域に限る。）、石川町、泉崎村、鮫川村（西山の区域に限る。）、矢祭町、喜多方市（塩川町の区域に限る。）、湯川村、南相馬市（原町区のうち、馬場、深野の区域を除く。）、広野町、楡葉町、葛尾村、いわき市（三和町のうち、下永井、上永井、差塩の区域に限る。）の各区域
  - 2 所轄の福島県家畜保健衛生所長が指定する区域
  - 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
    - 二の区域内で飼育されている生後一歳以上の牛であつて次に掲げるもの
    - 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
    - 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
    - 3 1又は2の牛と同一施設内で飼育している牛
    - 4 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛
- 四 実施の期日  
所轄の福島県家畜保健衛生所長が指定する牛

- 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法  
家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に定める方法

(畜産課)

**福島県告示第二百五十九号**

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

令和三年三月九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的  
馬伝染性貧血の発生の予防
- 二 実施する区域  
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
生後百八十日以上のも馬であつて、所轄の福島県家畜保健衛生所長が必要と認める馬
- 四 実施の期日  
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法  
寒天ゲル内沈降反応

(畜産課)

**福島県告示第二百六十号**

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

令和三年三月九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的  
蜜蜂の腐蛆病の発生の予防
- 二 実施する区域  
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
蜜蜂
- 四 実施の期日  
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法  
肉眼的検査及び細菌学的検査

(畜産課)

福島県告示第百六十一号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。  
令和三年三月九日

福島県知事 内堀雅雄

一 実施の目的

牛のアルボウイルス感染症(アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症に限る。)の発生の予察

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

越夏していない一の監視伝染病のワクチン未接種の牛であつて、地理的条件及び自然条件を考慮して福島県家畜保健衛生所長が指定したもの

四 実施の期日

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査(中和試験)

(畜産課)

福島県告示第百六十二号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。  
令和三年三月九日

福島県知事 内堀雅雄

一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザの発生の予察

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥又は七面鳥(以下「家きん」という。)を百羽以上(だちようにあつては、十羽以上)飼養している箇所であつて、福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼養されている家きんのうち任意の十羽以上

四 実施の期日

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

血清学的検査(鶏を検査する場合にあつてはエライザ法(当該検査で陽性が確認されたときは、同一血清について寒天ゲル内沈降反応)、鶏以外の家きんを検査する場合にあつては寒天ゲル内沈降反応)

(畜産課)

福島県告示第百六十三号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。  
令和三年三月九日

福島県知事 内堀雅雄

一 実施の目的

豚のオーエスキー病の発生の予防

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

繁殖の用に供し、若しくは供する目的で飼養している豚又は肥育の用に供し、若しくは供する目的で飼養している豚であつて、地理的条件を考慮して福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼養されているものうち任意の十四頭以上(十四頭に満たない場合は、全頭)

四 実施の期日

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

ラテックス凝集反応、酵素免疫測定法又は中和試験

(畜産課)

福島県告示第百六十四号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の死体の所有者は家畜の死体について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。  
令和三年三月九日

令和三年三月九日

福島県知事 内堀雅雄

一 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生の予防

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出に係る牛の死体（牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成十四年農林水産省令第五十八号）第四条各号に掲げる場合に係る牛の死体を除く。）

四 実施の期日  
 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

五 検査の方法  
 家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に定める方法  
 （畜産課）

**福島県告示第二百六十五号**

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。  
 令和三年三月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 実施の目的  
 豚熱の発生の予察

二 実施する区域  
 県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
 福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼養されている豚

四 実施の期日  
 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法  
 臨床検査及び血清学的検査（エライザ法）

（畜産課）

**福島県告示第二百六十六号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、請戸川土地改良区が請戸川地区維持管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて、令和三年二月二十五日認可した。  
 令和三年三月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
 （農村計画課）

**福島県告示第二百六十七号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、北移

地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
 令和三年三月九日  
 福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する書類  
 土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間  
 令和三年三月十日から  
 同 月二十九日まで（二十日間）

三 縦覧の場所  
 田村市役所

（農村計画課）

**福島県告示第二百六十八号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、令和三年二月二十六日下仁井田地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。  
 令和三年三月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
 （農地管理課）

**福島県告示第二百六十九号**

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録をした。  
 令和三年三月九日  
 福島県知事 内 堀 雅 雄

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の所在地	登録年月日
		種	穂		
福島県五七〇	藁谷亨 いわき市好間町川中子字加賀分八〇―十五	成	苗木	いわき市小川町上小川字竹渡戸二一外二	平成二九年二月六日
福島県五七一	福田真也 会津美里町荻窪字清水尻八〇―一番地	成、幼苗	苗木	会津美里町荻窪字清水尻八〇―一番地	平成二九年二月二十七日

福島県五 七八	福島県五 七七	福島県五 七六	福島県五 七五	福島県五 七四	福島県五 七三	福島県五 七二
風間則子 いわき市常磐 下湯長谷町一	佐藤勇助 猪苗代町大字 磐里字島田二 〇〇四番地	有限会社津 管財 会津美里町字 荒井前一〇七 番地	星比呂志 喜多方市松山 町大飯坂字下 川端二五三〇 番地	有限会社国見 興産 国見町大字泉 田字二階平一 番地一四	鈴木收 塙町大字片貝 字滝ノ入九四 番地二	株式会社ノー リン 喜多方市慶徳 町山科字宮前 四七八〇番地 七
幼苗の育 成、幼苗 以外の苗	幼苗の育 成、幼苗 以外の苗 木の育成	幼苗の育 成、幼苗 以外の苗 木の育成	幼苗の育 成、幼苗 以外の苗 木の育成	幼苗の育 成、幼苗 以外の苗 木の育成	幼苗の育 成、幼苗 以外の苗 木の育成	幼苗の育 成、幼苗 以外の苗 木の育成
いわき市常磐下 湯長谷町一丁目 八〇番地の二	猪苗代町大字磐 里字島田二〇〇 四番地	南会津町長野字 加藤谷一八七四 番地二	喜多方市字二丁 目四六三二	国見町大字泉田 字二階平一番地 一四	塙町大字片貝字 滝ノ入九四番地 二	喜多方市慶徳町 山科字宮前四七 八〇番地七
令和三年一月 二一日	令和二年四月 三日	令和元年六月 一七日	平成三二年四 月一〇日	平成二九年一 月一四日	平成二九年四 月一一日	平成二九年三 月七日

丁目八〇番地 の二 ミカジ リ二〇一	木の育成 ミカジリ二〇一
--------------------------	-----------------

(森林整備課)

福島県告示第二百七十号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定により、効力を失った生産事業者の登録は、次のとおりである  
令和三年三月九日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号	生産事業者の 氏名又は名称 及び住所	生産事業の内容		事業所の所在地	失効年月日
		種	穂		
福島県五 四七	藁谷敏夫 いわき市小川 町上小川字片 石田一一一	幼苗の育 成、幼苗 以外の苗 木の育成	木	いわき市小川町	平成二九年八 月一七日
福島県四 一四	坂本勲 いわき市平下 平窪字四左エ 門内一一五	幼苗の育 成、幼苗 以外の苗 木の育成	木	いわき市平下平 窪	令和元年二二 月二六日

(森林整備課)

福島県告示第二百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に  
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路  
計画課及び福島県会津若松建設事務所まで令和三年三月九日から二週間一般の縦覧に供す  
る。

令和三年三月九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区	変更前	変更後	敷地の幅員	延長
-----	---	-----	-----	-------	----

路線名	区 間	の 別		延 長	
		変更前	(メートル)		
一般国道 二五二号	大沼郡金山町大字滝沢 字四十蒨二四五番七 地先から 同 郡同 町大字滝沢 字鳥屋場二二八六番一 六地先まで	A	八・〇〇	一、二三〇・〇	
		B	一〇・〇〇		
		変更後	B	一〇・〇〇	八五〇・五
			B	一〇・〇〇	八五〇・五
		変更後		五六・〇	八五〇・五

(道路計画課)

福島県告示第二百七十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和三年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和三年三月九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	の 別		延 長
		変更前	(メートル)	
一般国道 二八八号	双葉郡大熊町大字野上 字湯の神五三番地先か ら 同 郡同 町大字野上 字湯の神一六二番地先 まで	変更前	九・九〇	八六〇・〇
		変更後	二五・八	
		変更後	九・九〇	八六〇・〇
			二九・〇	八六〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百七十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和三年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和三年三月九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	の 別		延 長
		変更前	(メートル)	
県道いわ き浪江線	いわき市四倉町白岩字 桐原二五番二地先から 同 市四倉町白岩字 桐原二八番五地先まで	変更前	一四・七〇	六一・八
		変更後	五五・〇	
		変更後	一四・七〇	六一・八
			四〇・五	六一・八

(道路計画課)

福島県告示第二百七十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和三年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和三年三月九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	の 別		延 長
		変更前	(メートル)	
県道下川 内竜田停 車場線	双葉郡檜葉町大字井出 字鹿島一番一地从先か ら 同 郡同 町大字井出 字八石四八番二地先ま で	変更前	五・八〇	八二二・七
		変更後	一八・九	
		変更後	五・九〇	八二二・七
			三五・六	八二二・七

(道路計画課)

公 告

公告第五十六号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、福島県医療労働組合連合会執行委員長高橋勝行から賃金と雇用の確保、医師、看護師、介護職員など夜勤交替制労働者の勤務環境の改善等の要求に関して次のとおり争議行為を行う旨、令和三年二月二十六日付で通知があった。

令和三年三月九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 日時 令和三年三月十一日から問題解決までの期間
- 二 場所 大原綜合病院、清水病院、大原医療センター、医療生協わたり病院、生協いの診療所、医療生協ふれあいクリニックさくらみず、訪問看護さくらみずステーションサテライトほへみ、訪問看護やまなみステーション、訪問看護さくらみずステーション、医療生協わたり介護支援事業所、やまなみ介護支援事業所、ヘルパーステーションひだまり、老人デイサービスセンターひだまり、桑野協立病院、桑野訪問看護ステーション、郡山東介護保険センター、小名浜生協病院、小名浜生協病院付属せいきょうクリニック、訪問看護ステーションかもめ、訪問ヘルパーステーション、デイサービスセンター岡小名、通所リハビリテーション、在宅福祉センター、会津若松診療所、きたかた診療所、訪問看護ないろステーション、訪問看護きたかたステーション、白河厚生総合病院、白河厚生総合病院付属高等看護学院、農村検診センター、塙厚生病院、塙厚生病院併設介護老人保健施設久慈の郷、鹿島厚生病院、鹿島厚生病院併設老人保健施設厚寿苑、高田厚生病院、坂下厚生総合病院、坂下厚生総合病院併設老人保健施設なごみ、厚生連本所、竹田綜合病院、竹田訪問看護ステーション、竹田地域包括支援センター、竹田指定居宅介護支援事業所、通所リハビリテーションTR Y、竹田ほへみデイサービスセンター、竹田綜合病院附属芦ノ牧温泉病院、エミネンス芦ノ牧及び山鹿クリニック
- 三 概要 ストラйкиを含む争議行為を随時行う。

(雇用労政課)

## 公告第57号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和3年3月9日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
モバイルルーター 131台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
令和3年1月13日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社ヤマダデンキ 群馬県高崎市栄町1番1号
- 5 落札金額  
3,929,960円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和2年11月20日

(入札用度課)

**福島県警察本部公告第53号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける軽貨物自動車賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和3年3月9日

福島県警察本部長 和田 薫

**1 入札に付する事項**

- (1) 借入物品の名称及び数量 軽貨物自動車 22台
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 令和3年7月1日から令和8年6月30日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、相当期間貸与した実績を有する者であること。
- (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。

**3 入札に参加する者に必要な資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和3年4月5日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町5番75号

福島県警察本部警務部会計課

電話 024-522-2151

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和3年3月9日（火）から同年4月5日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。

(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。

(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙15枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 日時 令和3年4月21日（水）午前11時00分

(2) 場所 福島県警察本部庁舎1階入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）

(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和3年4月20日（火）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県警察本部長は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products for lease: Van type light motor vehicles  
22 units

(2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 21 April 2021

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 20 April 2021

(4) Contact point for the notice: Finance Division, Police Administration  
Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 5-75 Sugitsuma-cho,  
Fukushima City, Fukushima 960-8686 Japan TEL 024-522-2151

(会 計 課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和三年三月一日現在において、次のとおりである。

令和三年三月九日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三一、七〇一
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二九八、一二七
- 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

福 島 市	選 挙 区	七八、三二六	選 挙 区	田村市 田村郡	一七、九〇一
-------	-------	--------	-------	---------	--------

会津若松市	三三、九五三	南相馬市相馬郡飯館村	一八、七九八
郡 山 市	九〇、〇四二	伊達市伊達郡	二六、七五九
い わ き 市	九〇、〇五〇	本宮市安達郡	一〇、七八四
白河市西白河郡	三〇、三八五	南 会 津 郡	七、三三四
須賀川市岩瀬郡	二六、二九〇	河 沼 郡	六、二〇四
喜多方市耶麻郡	二〇、七三二	大 沼 郡	七、一七六
相馬市相馬郡新地町	一一、八六二	東 白 川 郡	八、八〇九
二 本 松 市	一五、三八四	石 川 郡	一一、〇一〇
		双 葉 郡	一七、五五五

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○令和三年一月十五日付け定例第百六十六号中

九	下	十五	<p>県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年福島県規則第十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>	<p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>
---	---	----	---	--

